

五
六
七

⑧回答 (住民票を入手していることを分らないように回答する旨の注意事項)

②依頼

別名：フライベーターリサーチ、クローバー、ブルブル
今依頼の多くは、婚姻調査・不貞調査・資金関係の調査。

◆情報屋からの依頼文(②)、プライムへの依頼文(③)は、2～3ヶ月保管後、定期的に廃棄
◆奈須から「警察が捜査しているからパソコンデータを削除してほしい」との要請。(H23.7)
◆書類データは残っていない。

③依頼

職務上請求書

- ・ X 税理士：H18.夏～H19.1（偽造：詳細不明）
- ・ 長谷川弁護士：H19.1～H20.4（偽造：詳細不明）
- ・ Y 税理士：H20.4～H20.9（偽造：詳細不明）
- ・ 佐藤（同法書士）：H21.3～H23.4
- ・ 佐藤（行政書士）：H23.6～

※奈須による職務上請求書の偽造

- ・佐藤(司法書士)から受領した現物を基に印刷会社に発注
- ・佐藤(行政書士)から受領した現物は高度な偽造防止対策が施されていたため、グラフィックデザイナーの杉山に版下を作らせた上で、印刷会社に発注

・依頼者名は全て偽造
・職務上請求書には請求者の資格に應じ、もっともらしい理由を付ける
④不正請求

⑤公簿交付

同じ市町村に同番号の職務上請求書で2枚以上請求しないよう工夫

全国市町村（※スツップ地域（本人通知制度導入市町村、職務上請求について細かく問合せを行う市町村）に該当する請求は断っていた）

- ・ H23.11.11、愛知県警が捜査員の戸籍謄本等が不正取得された容疑で関係者を逮捕
- ・ 奈須（プライム総合法務事務所実質経営者）らが、全国の調査業者から戸籍謄本等の入手依頼を受け、所属する司法書士の職務上請求書を偽造する等して、全国の市町村から、戸籍謄本・住民票の写し等を1万枚以上不正に入手等
- ・ 刑法（有印私文書偽造同行使）、戸籍法・住民基本台帳法違反で逮捕・起訴、刑の確定

2. 大阪府の取組

1. 事実関係の把握
 - ・裁判確定記録の閲覧
 - ・愛知県その他関係自治体との情報交換
 - ・大阪府警への情報確認
2. 探偵業界への働きかけ
 - ・興信所・探偵社業を対象とする研修会で注意喚起
 - ・(社)大阪府調査業協会に対し注意喚起を依頼(機関紙・HP登載)
 - ・府部落差別調査等規制等条例の遵守事項違反の有無について調査
3. 士業団体への働きかけ
 - ・司法書士会・行政書士会との情報交換(佐藤の不正請求について)
 - ・行政書士の研修に講師として参加し、啓発の徹底
 - ・八士業団体(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)と戸籍謄本等不正請求防止についてのチラシを連名で作成
 - ・八士業団体に対し事案の情報提供
 - ・八士業団体との意見交換会(戸籍謄本等不正請求防止に向けた士業団体意見交換会)を開催
4. 国への働きかけ(国家要望)
 - ・全国人権同和行政促進協議会要望(総務省・法務省・財務省・厚生省・経産省・国交省・警察庁)
 - ・三者要望(総務省・法務省・財務省・厚生省・経産省・国交省・警察庁) ※三者…府知事、全市長、全町村長
5. 本人通知制度のPR
 - ・府民啓発(ポスター、パンフレット、広報媒体)

3. 裁判記録から明らかになった偽造した職務上請求書による不正請求の事実

(1) 戸籍謄本等の不正請求の手法や不正請求を開始した時期など

- ・奈須(プライム総合法務事務所実質経営者。以下「プライム」)は平成18年夏頃から士業者の職務上請求書を大量に偽造した上、全国の市町村に不正請求を行っていた。
- ・佐藤隆は平成21年1月～2月にプライムに採用され、司法書士の職務上請求書を交付して不正請求を承諾。同年3月から司法書士の事務所をプライムに移転した。
- ・同人は平成23年5月に行政書士会の職務上請求書をプライムに交付し、プライムは不正請求を行った。
- ・プライムは同人から預かった司法書士の職務上請求書を2冊、行政書士の職務上請求書を1冊偽造して使用していた。
- ・同人が預けた司法書士の職務上請求書のうち数枚程度は平成22年頃に同人がプライムとは別の用件により使用していた。
- ・職務上請求書の依頼者欄の氏名または名称は架空のものであった。
- ・職務上請求書の請求理由は財産分与等本来の請求理由とは異なる理由を記載していた。
- ・同人は戸籍法・住基法違反で刑が確定。

(2) 偽造された職務上請求書の番号

- ◆司法書士 0276901～0277000、0329601～0329700
- ◆行政書士 08-2657351～08-2657400
08-2732701～08-2732720(架空の番号)



プライムでは司法書士及び行政書士である佐藤隆から預かった職務上請求書を偽造して不正請求を行っていたことから、同人がプライムに司法書士の事務所を移転した平成21年3月以降の同人名義の職務上請求は、不正請求であると考える。

(参考) 偽造職務上請求書の特徴

司法書士	正規の職務上請求書は発行番号が凹凸のある凸版印刷であるが、偽造職務上請求書は平面印刷である。
	偽造職務上請求書は罫線とミシン目が完全に重なっていない。
行政書士	正規の職務上請求書の表面は偽造防止のためマイクロ文字を使用している。
	偽造職務上請求書の裏面の「提出」の「提」が「堤」となっている。